

京の環境共生推進計画の進ちょく状況について

長期的目標 1，2 について，関連する主な施策・事業をリストアップするとともに，基本施策の下に設定された環境指標の最新の実績を集計し計画の進ちょく状況について点検した。

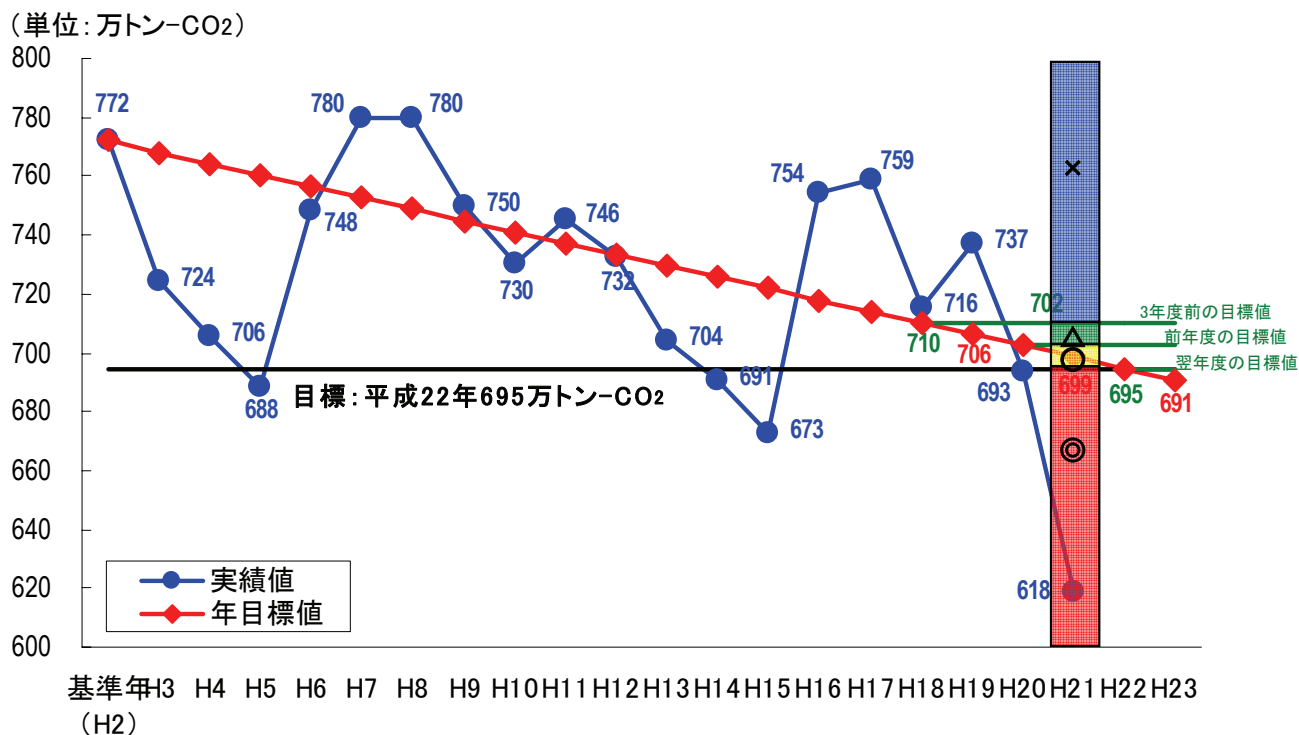
【進ちょく度分類の基準について】

進ちょく度は，昨年度同様に，目標値を設定している環境指標のみについて，実績値と年目標値（年次において到達すべき値）との乖離を用いて，下表の基準により分類している。

		目標値に対する実績値の評価	環境指標が市保全基準達成率である評価基準
4 段 階 分 類	◎ (進展している)	実績値が翌年度の目標値以上である	実績値が 80% 以上
	○ (ほぼ目標どおり)	実績値が前年度の目標値以上であり，翌年度の目標値未満である	60% 以上 80% 未満
	△ (やや遅れている)	実績値が 3 年度前の目標値以上であり，前年度の年目標値未満である	40% 以上 60% 未満
	× (大幅に遅れている)	実績値が 3 年度前の目標値未満である	40% 未満

【参考】目標値に対する実績値の評価方法について

温室効果ガス排出量は，基準年（平成 2 年度）の 772 万トンから，目標年次（平成 22 年度）695 万トンに減少させることを目標にしている。平成 21 年度の温室効果ガス排出量は 618 万トンとなっており，平成 21 年度に達成すべき目標値 699 万トンを 81 万トン下回っており，平成 21 年度の温室効果ガス排出量の進ちょく度分類は，上表にしたがい，「◎」となる。



温室効果ガス排出量の実績値及び目標値の推移

【長期的目標1】 国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都

【関連する主な施策・事業】

国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都の各基本施策に関連する主な施策・事業は下表のとおり。

基本施策	関連する主な施策・事業
地球温暖化対策の推進	【平成 22 年度の新規取組】 ・京都市地球温暖化対策条例(平成 22 年 10 月 12 日公布)に係る取組の実施 ・「京都市地球温暖化対策計画(2011-2020)ー地球にやさしいまち・経済・ライフスタイルを目指してー」の策定、計画に係る取組の実施 【平成 22 年度まで継続している取組】 ・低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市・京都」実現に向けた取組の実施 ・平成 20 年度から京都議定書が発効した 2005 年 2 月 16 日を記念し、毎月 16 日を「DO YOU KYOTO?デー」と定め、様々な普及啓発活動等を実施 ・特定事業者排出量削減計画・報告・公表制度、事業者向け環境学習セミナー等、産業部門や民生・業務部門を対象とした対策を実施 ・環境家計簿推進事業、こどもエコライフチャレンジ推進事業等、民生・家庭部門対策を実施 ・「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」の提言等を受け、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進する取組を実施 ・「「歩くまち・京都」総合交通戦略」(平成 22 年 1 月策定)に係る取組の実施 ・市バス、公用車への低公害車・低燃費車の導入を実施 ・「京エコドライブズ」宣言登録事業、事業者を対象とした「エコドライブ推進事業所」登録事業等、エコドライブに係る事業を実施 ・駐輪場の整備等、自転車利用環境の整備を実施 ・平成 15 年度から実施している住宅用太陽光発電システム設置助成制度等による太陽光発電の普及促進を実施 ・木質ペレットストーブ等普及促進事業など、新エネルギーの導入促進を実施
オゾン層保護対策の推進	・フロン類のモニタリング及び実態の把握による適正回収・処理を実施
酸性雨対策の推進	・酸性雨調査、酸性雨モニタリングの継続実施
国際的取組の推進	・「イクレイヤー持続可能性をめざす自治体協議会」への加盟、「気候変動に関する世界市長・首長協議会」への参加等を通じた世界の自治体との地球温暖化対策連携事業等を実施

【環境指標の進ちょく状況】

(1)地球温暖化対策の推進

表 1.1 地球温暖化対策の推進に係る環境指標の推移

環境指標		単位	指標 区分※1	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進ちょく度及び 対基準値比	
①温室効果ガス排出量※2		万トン	↓	772 (H2)	618 (H21)	695 (H22)	◎	19.9% 減少
②二酸化炭素排出量※3		万トン	↓	725 (H2)	585 (H21)	660 (H22)	◎	19.3% 減少
部門別二酸化炭素排出量※3, ※4	産業部門	万トン	↓	195 (H2)	94 (H21)	118 (H22)	◎	51.8% 減少
	運輸部門	万トン		197 (H2)	154 (H21)	197 (H22)	◎	22.1% 減少
	民生・家庭部門	万トン		155 (H2)	165 (H21)	155 (H22)	×	5.9% 増加
	民生・業務部門	万トン		152 (H2)	154 (H21)	156 (H22)	◎	1.9% 増加
	廃棄物部門	万トン		25.8 (H2)	18.8 (H21)	33.7 (H22)	◎	27.1% 減少
③市街地の緑被率※5		%	↑	35 (H17)	35 (H17)	36(H27) 37(H37)※6	—	—
④電気消費量(電灯・電力使用量)		百万 kWh	↓	8,877 (H16)	4,024 (H21)注1	—	—	54.7% 減少
⑤公共交通機関利用者数注2		百万人	↑	515.6 (H16)	520.5 (H21)	—	—	0.9% 増加
⑥新エネルギー導入量(公共施設における太陽光発電システム導入量)		kW	↑	446.4 (H16)	1,249.3 (H22)	—	—	179.9% 増加
⑦太陽光発電設備の発電出力		千 kW	↑	8.2 (H20)	8.2 (H20)	160 (H32)	—	—
⑧再生可能エネルギーの導入量※7 (太陽光発電を除く)		テラ ジュール	↑	約 500 (H20)	約 500 (H20)	約 1,100 (H32)	—	—

※1. 環境指標の表中に示す「指標区分」は、環境指標の方向性(ただし、長期的目標2に掲げる市保全基準達成率については達成状況を踏まえ区分した)に基づき以下のように区分した(以下の表同じ)。

「↑」:増加する(高くなる)ことが良い指標 「↓」:減少することが良い指標 「→」:維持することが良い指標

※2. 温室効果ガス排出量は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」に則り、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF6)の各々の排出量を合算した量である。

※3. 電気の使用に係る二酸化炭素排出量については、市民生活や事業活動からの排出量を反映する関西電力などの排出係数(関電係数)を用いることとし、過去にさかのぼって実績値を修正した。ただし、温室効果ガス排出量は、それを削減する効果のある量(森林による二酸化炭素吸収量、ごみ発電と太陽光発電による削減効果量)10.9万トンを考慮しない値である。

※4. エネルギー転換部門は民生・業務部門に含めている。

※5. 緑被率とは、平面的な緑を算定する指標であり、空から見た区域に占める緑で覆われた土地の面積の割合

※6. 各地域、地区の特性を踏まえて、年間1万本の高木の植樹に相当する量を目標として緑を創出

※7.再生可能エネルギーとは、太陽光・太陽熱・バイオマスなどを利用して得ることができる、環境の保全上の支障を生じさせない無尽蔵のエネルギー

注1 平成 21 年度の電力使用量は、特定規模需要分(電力事業の自由化対象となる大規模な需要分)を除く実績。特定規模需要とは平成 19 年度以降の数値が公表されていない。

注2 市営バス旅客数、高速鉄道旅客数、JR 市内駅乗客数、郊外電車市内駅乗客数の合計

①温室効果ガス排出量は 618 万トン（平成 21 年）であり，基準年^{注3}の 772 万トンから 153 万トン，19.9%減少

また，再生可能エネルギー等による削減効果量（10.9 万トン）を考慮した温室効果ガス総排出量は 608 万トンであり，基準年の総排出量 772 万トンから 164 万トン，21.3%減少し，改正前の京都市地球温暖化対策条例の目標値を達成

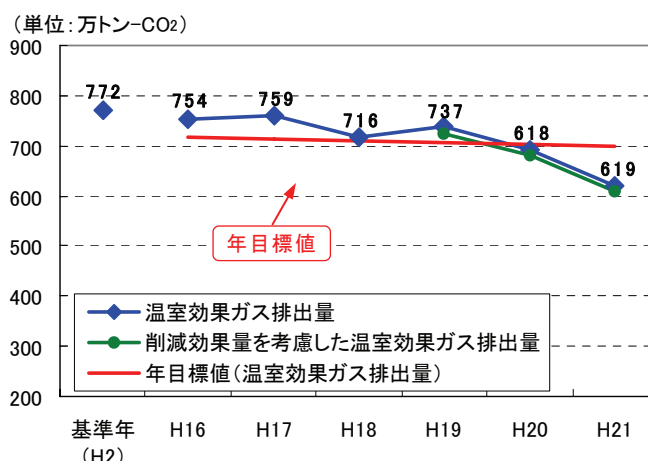


図 1.1 温室効果ガス排出量の推移

②二酸化炭素排出量は 585 万トン（平成 21 年）であり，前年に比べ 75 万トン減少し，基準年である平成 2 年の 725 万トンから 140 万トン，19.2%減少

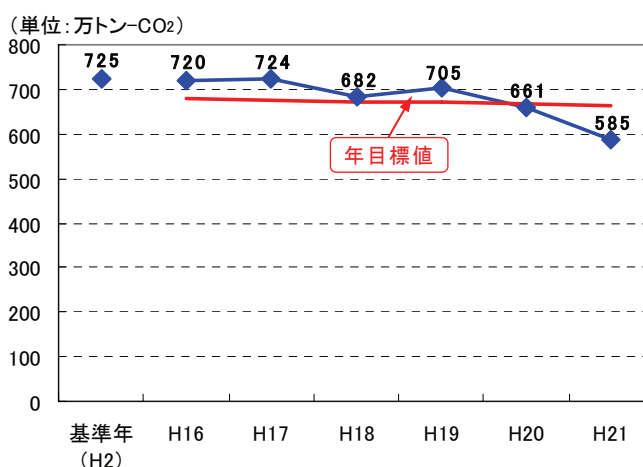


図 1.2 二酸化炭素排出量の推移

部門別二酸化炭素排出量

産業部門，運輸部門は基準年に対して大きく減少し，目標値を大きく下回っているが，民生・家庭部門は前年から大きく減少したものの，目標値を上回っている。

(単位：万トン-CO ₂)			
部門 \ 区分	基準年 (H2)	実績値 (H21)	目標値 (H22)
産業	195	94	118
運輸	197	154	197
民生・家庭	155	165	155

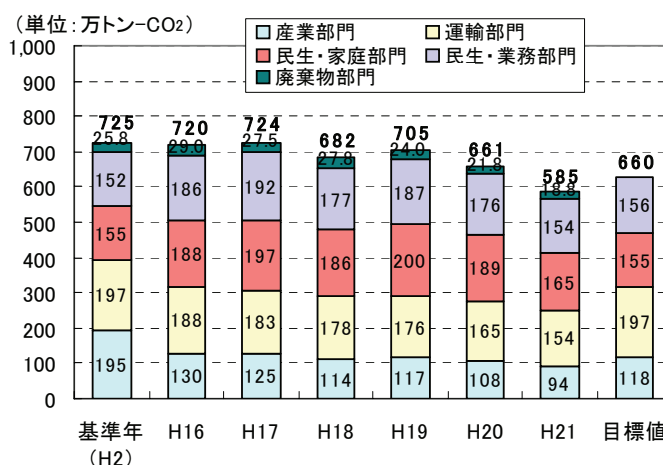


図 1.3 部門別二酸化炭素排出量の推移

【参考】関西電力の排出係数について

- ・排出係数（単位：kg-CO₂/kWh）の改善により，民生部門等の二酸化炭素排出量が減少

平成 19 年度 ⇒ 平成 20 年度 ⇒ 平成 21 年度
0.366 ⇒ 0.299 ⇒ 0.265

※ 原子力発電所の稼働停止等により，発電時の二酸化炭素排出量の多い火力発電所の発電比率が高くなると排出係数は悪化する。

^{注3} 二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素は平成 2 年，HFC，PFC，SF₆ は平成 7 年。

③市街地の緑被率は平成 17 年度（基準年）から測定していない。

京のみどり推進プラン（H23.5 月策定）に基づき、緑視率（人の目の高さにおける、目に見える範囲の緑の割合）を向上するために、市民の身近にある軒下の花、壁面緑化、街路樹などの緑化の創出に取り組む。

④新エネルギー導入量（公共施設における太陽光発電システム導入量）は 94 施設、1,249W（いずれも平成 22 年度末）となっており、増加傾向で推移
平成 22 年度：28 施設(227.0kW)導入

【内訳】

庁舎：	1 施設	1.3kW
文化施設等：	4 施設	14.0kW
消防施設：	1 施設	3.7kW
教育施設：	22 施設	208.0kW

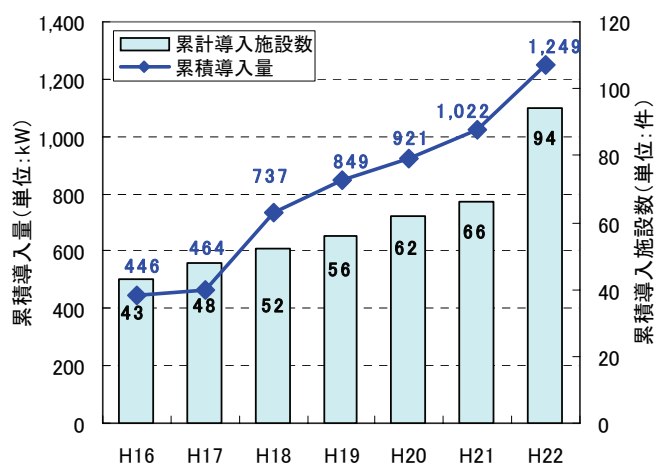


図 1.4 新エネルギー導入量の推移

【参考】 住宅用太陽光発電システムの助成件数

- ・住宅用太陽光発電システムの助成件数は 857 件（平成 22 年度）に助成しており、前年度から約 1.6 倍増加
- ・発電出力は 3,056kW(平成 22 年度)

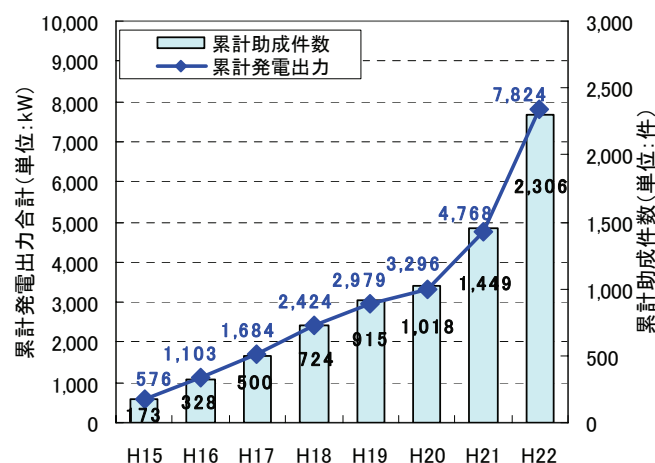


図 1.5 住宅用太陽光発電システムの助成件数及び発電出力の推移

⑤電気消費量は計 4,024 百万 kWh（平成 21 年度，電灯使用量 3,559 百万 kWh，電力使用量 465 百万 kWh）となっており，前年度から減少

ただし，電力使用量は平成 19 年度以降，特定規模需要（p3 注 1 参照）分を除く実績のため，平成 18 年度以前と比較できない。

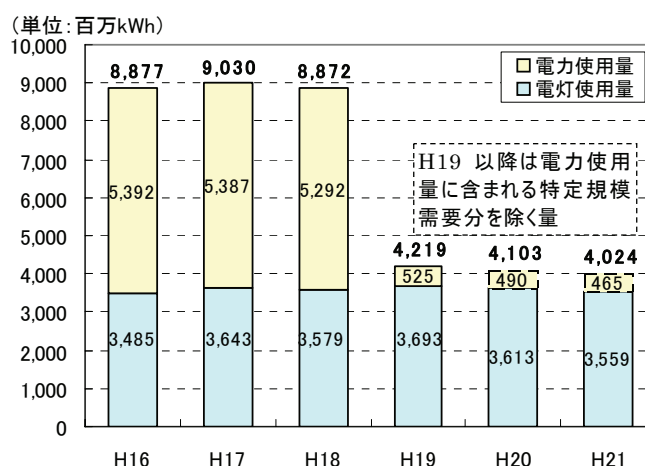


図 1.6 電気消費量（電灯・電力使用量）の推移

- ⑥公共交通機関利用者数は年間 520.5 百万人（平成 21 年度，約 143 万人／日）となっており，平成 20 年度より約 12 百万人（約 3.2 万人／日）減少

市営バス，高速鉄道，JR，郊外電
車別にみると，郊外電車が前年度より
9.1 百万人，4.7%減少

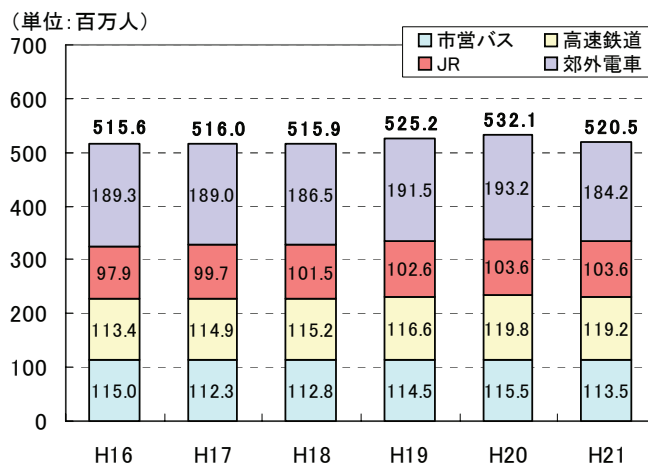


図 1.7 公共交通機関利用者数の推移

- ⑦太陽光発電設備の発電出力は 8.2 千 kW（平成 20 年度）であり，約 1950 世帯の年間電気使用量(1kW システム当たりの発電量は 1000kWh, 4193kWh/世帯を用いた）に相当

- ⑧再生可能エネルギーの導入量（太陽光発電を除く）は約 500 テラジュール（平成 20 年度）であり，約 1 万 5 千世帯の年間エネルギー使用量に相当（電気，都市ガス，LPG，灯油の使用量から算出）

(2)オゾン層保護対策の推進

表 1.2 オゾン層保護対策の推進に係る環境指標の推移

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比
①フロン回収量(CFC 対象) ^{注4}	kg	↗	4,796 (H16)	420 (H22)	—	—

- ①フロン回収量はフロン回収・破壊法 0kg，自動車リサイクル法 420kg の計 420kg（平成 22 年度）であり，平成 16 年以降は減少

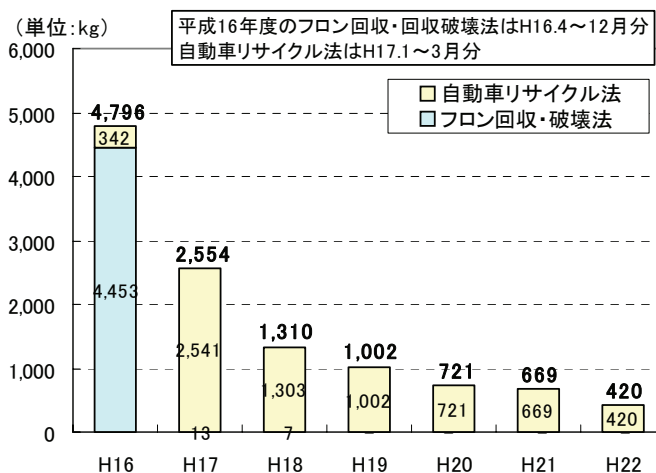


図 1.8 フロン回収量の推移

^{注4} フロン回収量は，フロン回収・破壊法及び自動車リサイクル法の対象となるカーエアコンから回収された CFC（クロロフルオロカーボン）を集計したもの。

(3)酸性雨対策の推進

表 1.3 酸性雨対策の推進に係る環境指標の推移

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比	
①酸性雨 pH(年間平均値) ^{注5}	pH	↗	4.7 (H16)	4.8 (H22)	—	—	2.1% 上昇

①酸性雨 pH（平成 22 年平均値）は 4.8 となっており，平成 21 年度の全国平均値は pH4.76（環境省「平成 21 年度酸性雨調査結果」より）であり，全国平均と同程度

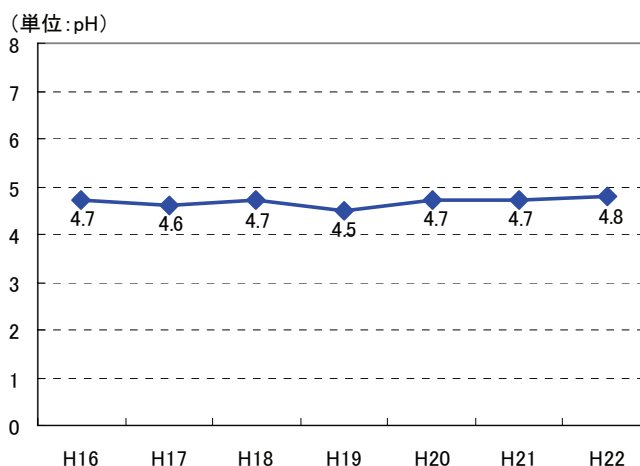


図 1.9 酸性雨 pH(年平均値)の推移

(4)国際的取組の推進

表 1.4 国際的取組の推進に係る環境指標の推移

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比	
①海外からの環境施設視察者数	人	↗	231 (H16)	1,081 (H22)	—	—	368.0% 増加

①京エコロジーセンターへの海外からの視察者数は 1,081 人（平成 22 年度）となっており，平成 19 年度から平成 20 年度にかけて減少したものの，その後増加に転じ，基準値（平成 16 年度）の 4.7 倍に増加

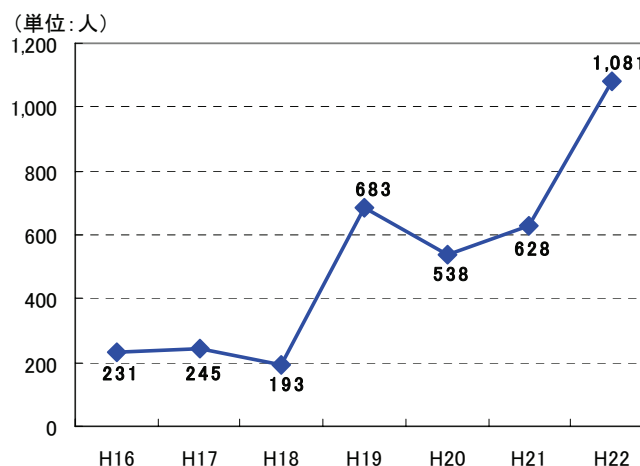


図 1.10 海外からの環境施設視察者数の推移

^{注5} 雨にはもともと大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため，やや酸性を示す，人為的汚染による SOx, NOx のない環境中の雨は pH5.6 程度といわれている。ただし，自然界では火山活動により pH5 くらいまで下がることもあり，人間活動の影響により酸性化が起こっているとはっきり指摘できるのは，日本では pH5 以下の場合だといわれている(独立行政法人国立環境研究所 H.P.「環境儀」より引用)。

【長期的目標1の進捗状況まとめ】

【取組の進んだ項目】

- 温室効果ガス排出量及び二酸化炭素排出量が前年に比べ大きく減少
 - ・ 再生可能エネルギー等による削減効果量を考慮すると、温室効果ガス総排出量は 608 万トンとなり、平成 2 年（基準年）の 772 万トンから 164 万トン（21.3%）減少し目標値を達成（p4 図 1.1・2）
- 産業部門二酸化炭素排出量及び運輸部門二酸化炭素排出量は目標値を大きく下回り、目標値を達成（p4 図 1.3）
- 新エネルギーの導入（公共施設における太陽光発電システムの導入）は順調に推移（p5 図 1.4）
- 京エコロジーセンターへの海外からの視察者数は平成 16 年度（基準年度）に比べて 4.7 倍に増加（p7 図 1.10）

【取組が進んでいない項目】

- 民生・家庭部門二酸化炭素排出量は前年より減少したものの、目標値を 5.9% 上回っている（p4 図 1.3）

【長期的目標2】 公害のない健康で安全な環境が保たれるまち・京都

【関連する主な施策・事業】

公害のない健康で安全な環境が保たれるまち・京都の各基本施策に関連する主な施策・事業は下表のとおり。

基本施策	関連する主な施策・事業
大気環境の保全	【平成 22 年度の新規取組】 ・京都市自動車環境対策計画(2011-2020)の策定検討 【平成 22 年度まで継続している取組】 ・大気常時監視(一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)10 局, 自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)6 局), 有害大気汚染物質モニタリング調査等, 大気汚染対策を実施 ・京都市自動車公害防止計画に係る取組の実施 ・「歩くまち・京都」総合交通戦略(平成 22 年 1 月策定)に係る取組の実施 ・市バス, 公用車への低公害車・低燃費車の導入, 市バスへのDPF装着を実施 ・「京エコドライバーズ」宣言登録事業, 事業者を対象とした「エコドライブ推進事業所」登録事業等, エコドライブに係る事業を実施 ・電気自動車の共同利用(EV カーシェアリング)事業を実施
水環境の保全	・水質汚濁防止法に基づく河川水質・地下水質の常時監視等, 水質汚濁対策を実施 ・公共下水道の整備(下水道整備の推進), 下水の高度処理の推進等の生活排水対策を実施 ・流域全体を見据えた治水対策の推進, 京都市水共生プランの推進等, 健全な水循環の確保に向けた取組を実施 ・都市型水害の予防, 歩行者のスリップ防止等に重要な役割を果たす透水性舗装整備を実施
土壌・地盤環境の保全	・地盤沈下の状況把握のための調査を実施
生活環境の保全	【平成 22 年度の新規取組】 ・公害苦情処理及び公害防止事前相談を市内 2 箇所の環境共生センターに集約し効率的に実施 【平成 22 年度まで継続している取組】 ・自動車騒音・道路交通振動測定調査, 一般環境騒音調査等の騒音・振動対策を実施 ・低周波測定・解析等による低周波空気振動対策を実施
化学物質対策の推進	・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染状況把握のための常時監視(大気, 河川水質・底質, 土壌, 地下水)等, ダイオキシン類対策を実施 ・微量有害化学物質による環境汚染の実態調査を実施

(1)大気環境の保全

表 2.1 大気環境の保全に係る環境指標の推移

環境指標			単位	指標 区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進ちよく度及 び対基準値比	
①大気汚 染に係る 市保全基 準 ^{注6} 達成 率	二酸化硫黄	一般局	%	→	100.0 (H16)	100.0 (H22)	100.0	◎	—
		自排局	%		100.0 (H16)	100.0 (H22)	100.0	◎	—
	二酸化窒素	一般局	%	↗	0.0 (H16)	0.0 (H22)	100.0	×	—
		自排局	%		0.0 (H16)	0.0 (H22)	100.0	×	—
	二酸化窒素 (当分の間 ^{注7})	一般局	%	↗	70.0 (H16)	90.0 (H22)	100.0	◎	28.6% 上昇
		自排局	%		33.3 (H16)	50.0 (H22)	100.0	△	50.0% 上昇
	一酸化炭素(自排局)		%	→	100.0 (H16)	100.0 (H22)	100.0	◎	—
	浮遊粒子状 物質	一般局	%	→	100.0 (H16)	100.0 (H22)	100.0	◎	—
		自排局	%		100.0 (H16)	100.0 (H22)	100.0	◎	—
	光化学オキシダント(一 般局)		%	↗	0.0 (H16)	0.0 (H22)	100.0	×	—
降下ばいじん(一般局)		%	→	100.0 (H16)	100.0 (H22)	100.0	◎	—	
②大気汚染に係る市保全基準達成 率(ダイオキシン類) [※]			%	→	—	100.0 (H22)	100.0	◎	—
③有害大 気汚染物 質に係る 市保全基 準達成率 [※]	ベンゼン		%	→	—	100.0 (H22)	100.0	◎	—
	トリクロロエチレン		%		—	100.0 (H22)	100.0	◎	—
	テトラクロロエチレン		%		—	100.0 (H22)	100.0	◎	—
	ジクロロメタン		%		—	100.0 (H22)	100.0	◎	—
④工場・事業場からの窒素酸化物排 出量 ^{注8}			km ³ N/年	↓	741 (H14)	471 (H20)	—	—	36.4% 減少
⑤大気汚染に係る苦情件数			件	↓	127 (H16)	130 (H22)	—	—	2.4% 増加

※市保全基準（平成18年8月1日告示）

^{注6} 京都市環境保全基準。市民の健康で快適な生活・自然環境を確保するため、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、騒音、土壌汚染、悪臭、地盤沈下、緑、ダイオキシン類の9項目について、京都市独自の基準を設定している。

^{注7} 大気汚染に係る市保全基準のうち、二酸化窒素については、「1時間値の1日平均値0.02ppm以下」の基準とあわせ、当分の間の基準として「1時間値の1日平均値0.04ppm以下」が設定されている。

^{注8} 平成8年度以降は3年に1回、全数調査が実施されている環境省「大気環境に係る固定発生源状況調査」（3年に1回は「大気汚染物質排出量総合調査」をあわせて実施）により把握。

①大気汚染に係る市保全基準達成状況

□ 一般局（図 2.1）

二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質，降下ばいじんは基準達成が継続しているが，二酸化窒素及び光化学オキシダントは全局未達成

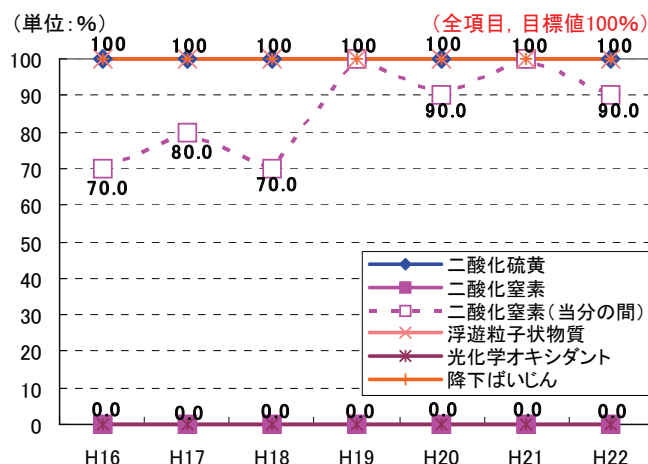


図 2.1 市保全基準達成率の推移（一般局）

□ 自排局（図 2.2）

二酸化硫黄及び一酸化炭素，浮遊粒子状物質は全局での基準達成が継続しているが，一般局同様，二酸化窒素は全局未達成

また，当分の間の二酸化窒素の達成状況は平成 19 年度にかけて改善していたが，それ以降悪化

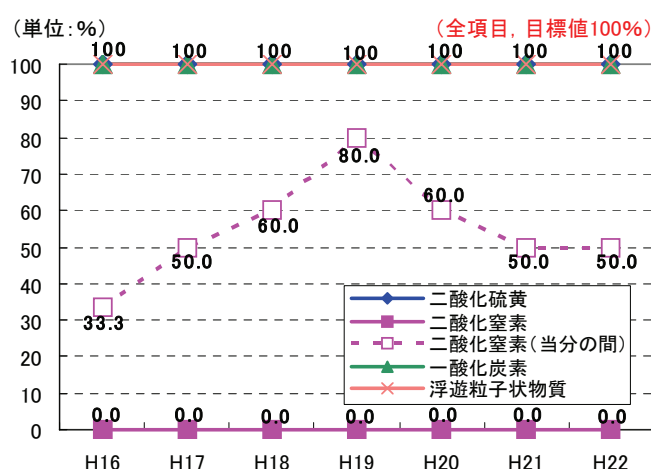


図 2.2 市保全基準達成率の推移（自排局）

②大気汚染に係る市保全基準（ダイオキシン類）はすべての地点で達成

③有害大気汚染物質に係る市保全基準（ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン）はすべての地点で達成

④ 工場・事業場からの窒素酸化物排出量は 471km³N/年（平成 20 年度）となっており，平成 8 年度以降大きく減少

主な要因：集計対象となる工場・事業場が減少したこと，窒素酸化物が排出しない燃料（都市ガス）に替えたこと

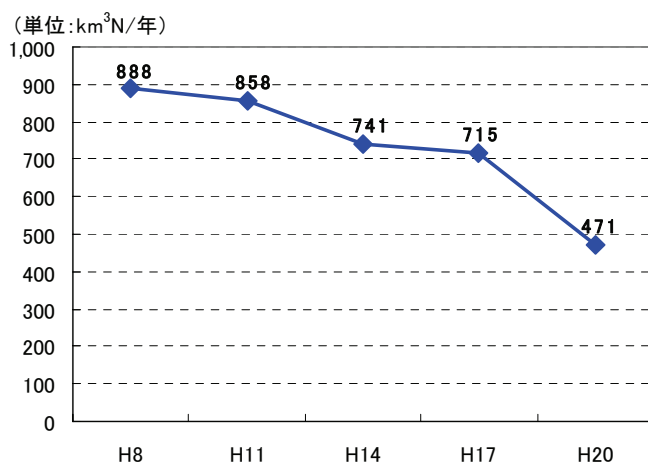


図 2.3 工場・事業場からの窒素酸化物排出量の推移

⑤大気汚染に係る苦情件数は 130 件（平成 22 年度）となっており，平成 17 年度から平成 20 年度までは減少していたが，それ以降増加

- 主な苦情発生源内訳（H22 年度）
 野外焼却（野焼き）：約 4 割
 工場からのばい煙：約 2 割

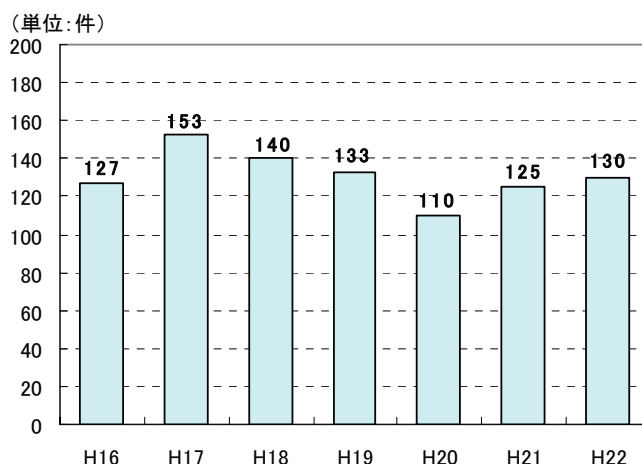


図 2.4 大気汚染に係る苦情件数の推移

(2)水環境の保全

表 2.2 水環境の保全に係る環境指標の推移

環境指標		単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び対基準値比	
①水質汚濁に係る市保全基準達成率(BOD)		%	↗	97.1 (H16)	100.0 (H22)	100.0	◎	2.9% 上昇
②水質汚濁に係る市保全基準達成率(ダイオキシン類河川水質)※		%	→	—	100.0 (H22)	100.0	◎	—
③地下水に係る市保全基準達成率	1,2-ジクロロエチレン	%	↗	97.9 (H16)	100.0 (H22)	100.0	◎	2.1% 上昇
	テトラクロロエチレン	%		91.7 (H16)	95.1 (H22)	100.0	◎	3.8% 上昇
	砒素	%		86.7 (H16)	83.3 (H22)	100.0	◎	3.8% 低下
	その他の物質	%		100.0 (H16)	99.6 (H22)	100.0	◎	0.4% 低下
④地下水に係る市保全基準達成率(ダイオキシン類)※		%	→	—	100.0 (H22)	100.0	◎	—
⑤生活排水処理率 (公共下水道, 合併浄化槽等)		%	↗	99.6 (H17)	99.7 (H22)	100	◎	0.1% 上昇
⑥透水性舗装延長		km	↗	10.1 (H16)	15.6 (H22)	10.0	◎	55.1% 増加
⑦水質汚濁に係る苦情件数		件	↘	57 (H16)	54 (H21)	—	—	5.3% 減少

※市保全基準(平成 18 年 8 月 1 日告示)

- ①水質汚濁の目安となる BOD の市保全基準達成率は，平成 22 年度は全地点で市保全基準を達成

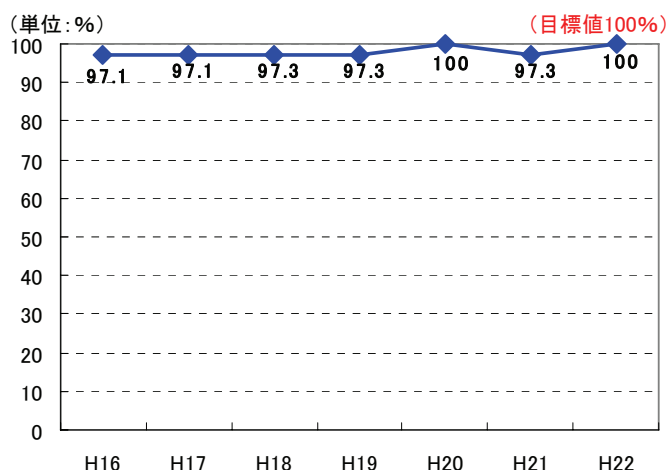


図 2.5 水質汚濁に係る市保全基準達成率(BOD)の推移

- ②水質汚濁に係る市保全基準（ダイオキシン類河川水質）はすべての地点で達成

- ③地下水質

テトラクロロエチレン，砒素，硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で基準超過がみられるが，平成 17 年度以降，改善

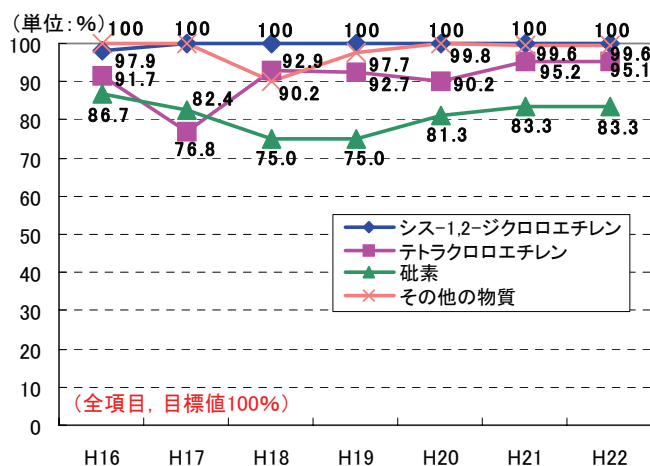


図 2.6 地下水に係る市保全基準達成率の推移

- ④水地下水に係る市保全基準（ダイオキシン類）はすべての地点で達成

- ⑤生活排水処理率は 99.7%（平成 22 年度，公共下水道人口普及率 99.2%，合併浄化槽処理人口普及率 0.5%）となっており，高い水準で推移

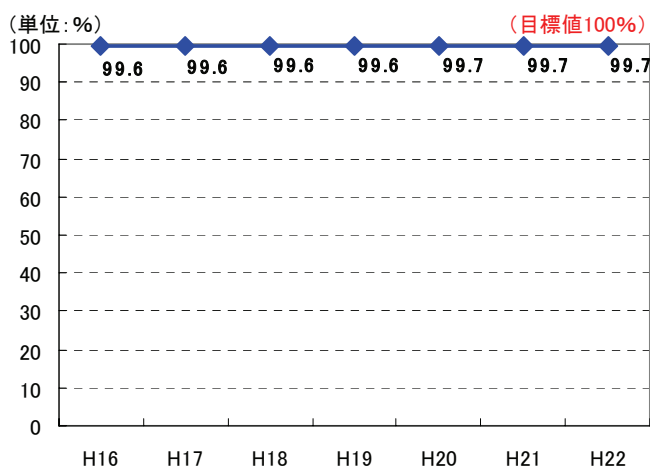


図 2.7 生活排水処理率の推移

- ⑥透水性舗装延長は 15.6km（平成 22 年度）となっており，平成 19 年度以降，目標である 10km を 4 年連続で達成
整備場所は人口が集中する場所及び観光人口が集中する箇所を基本としている。

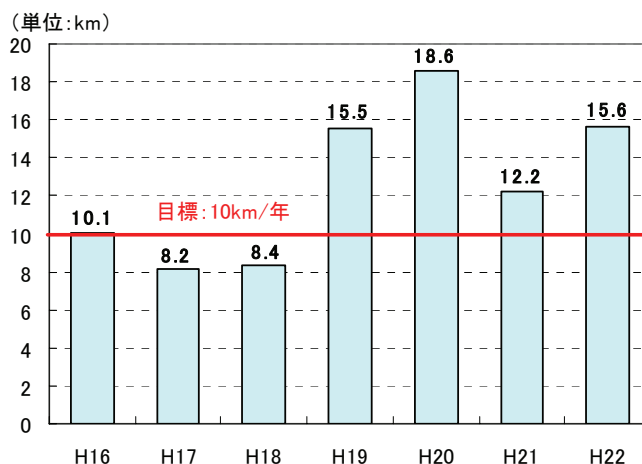


図 2.8 透水性舗装延長の推移

- ⑦水質汚濁に係る苦情件数は 54 件（平成 22 年度）となっており，前年度から 19 件減少

- 主な苦情発生源内訳（H22 年度）
原因不明：約 5 割
他，工場排水による苦情

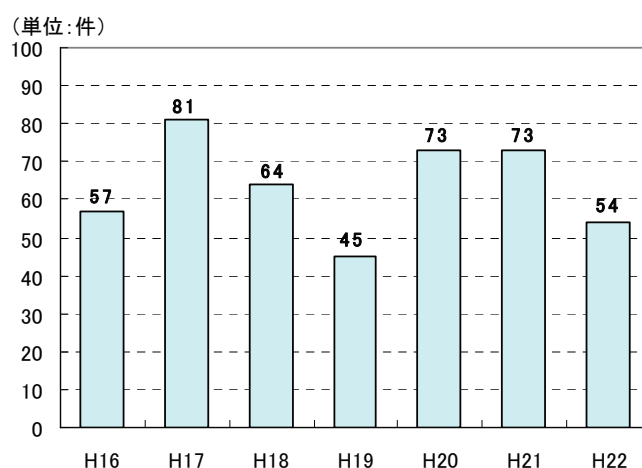


図 2.9 水質汚濁に係る苦情件数の推移

(3)土壌・地盤環境の保全

表 2.3 土壌・地盤環境の保全に係る環境指標の推移

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び対基準値比	
①土壌汚染に係る市保全基準達成率	(件)	→	事例なし (H16)	事例なし (H22)	事例なし	◎	—
②土壌汚染に係る市保全基準達成率(ダイオキシン類)*	%	↗	—	100.0 (H22)	100.0	◎	—
③土壌汚染に係る苦情件数	件	↘	2 (H16)	1 (H22)	—	—	50.0% 減少

※市保全基準(平成 18 年 8 月 1 日告示)

- ①過去に一部の水田で工場排水からの重金属による土壌汚染がみられたが，ここ 10 年以上にわたって重大な土壌汚染問題は発生しておらず，ダイオキシン類の一般環境土壌調査はすべての地点で基準を達成

- ②土壌汚染に係る市保全基準（ダイオキシン類）はすべての地点で基準を達成

- ③平成 22 年度における土壌汚染に係る苦情件数は 1 件となっており，平成 16 年度以来，7 年ぶりに苦情が発生

(4)生活環境の保全

表 2.4 生活環境の保全に係る環境指標の推移

環境指標	単位	指標 区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進ちょく度及 び対基準値比	
①一般騒音に係る市保全基準達成率	%	↗	61.1 (H16)	71.4 (H22)	100.0	○	16.9% 上昇
②自動車騒音に係る市保全基準達成率	%	↗	88.2 (H16)	94.7 (H22)	100.0	◎	7.4% 上昇
③新幹線鉄道騒音に係る市保全基準達成率 ^{注9}	%	↗	66.7 (H16)	80.0 (H22)	100.0	◎	19.9% 上昇
④新幹線鉄道振動に係る指針値達成率	%	→	100.0 (H16)	100.0 (H21)	—	—	—
⑤騒音・振動及び悪臭等に係る苦情件数	件	↘	329 (H16)	406 (H22)	—	—	23.4% 増加

①一般騒音に係る市保全基準達成率は71.4%（平成 22 年度）となっており、平成 17 年度以降良化しており、前年度悪化したが、再度改善している。

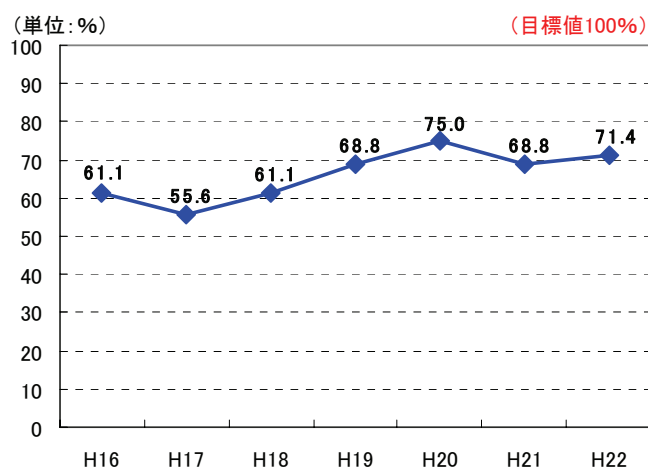


図 2.10 一般騒音に係る市保全基準達成率の推移

②自動車騒音に係る市保全基準達成率は94.7%（平成 22 年度）となっており、前年度から大きく良化し、90%を達成

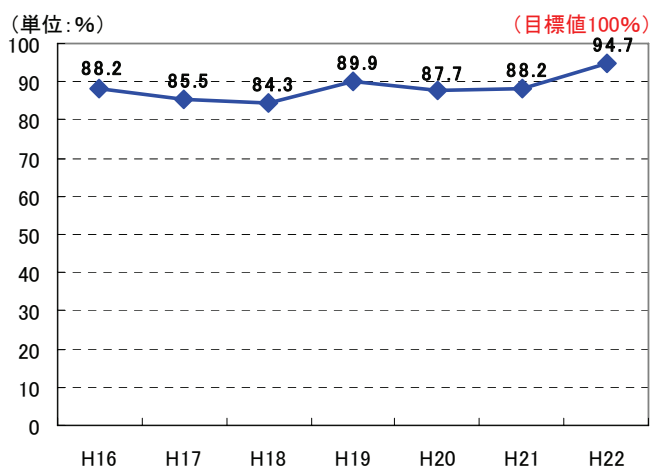


図 2.11 自動車騒音に係る市保全基準達成率の推移

^{注9} 1測線あたり鉄道から 12.5m, 25m, 50m 離れた3地点で調査しており、5つの測線が設定されている。

③新幹線鉄道の騒音は，1 測線あたり
鉄道から 12.5m，25m，50m 離れた
3 地点，全 5 測線設定されている。平成 22 年度は市保全基準の超過が 3 地点
でみられ，市保全基準達成率は平成 21 年度同様，80.0%となっている。

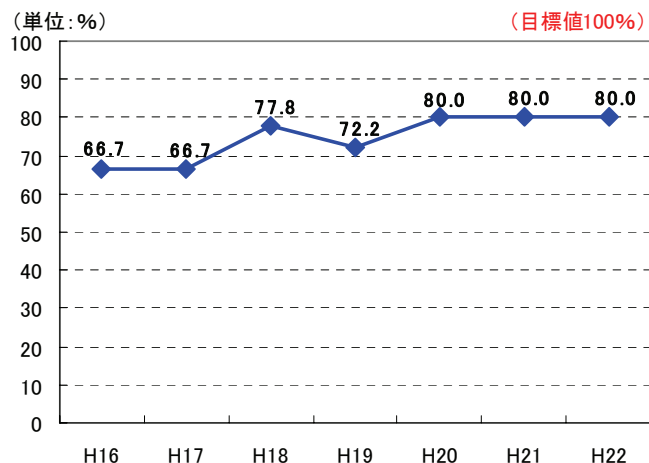


図 2.12 新幹線鉄道騒音に係る市保全基準達成率の推移

④幹線鉄道振動に係る指針値達成率は，
平成 15 年度以降，100%達成を継続

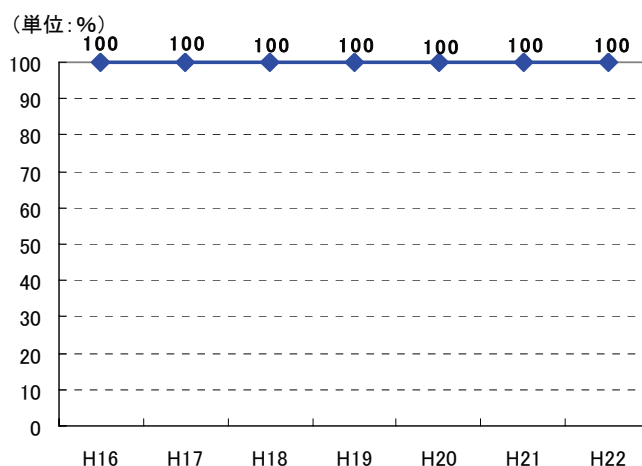


図 2.13 新幹線鉄道振動に係る指針値達成率の推移

⑤騒音・振動及び悪臭に係る苦情件数は，
各々238 件，15 件，153 件（いずれも
平成 22 年度）となっており，平成 21
年度より合計件数は 12 件増加し，合
計件数は再び 400 件を超過している。

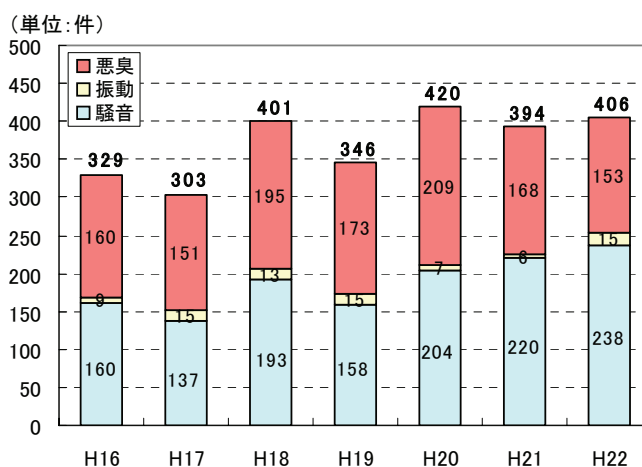


図 2.14 騒音・振動及び悪臭に係る苦情件数の推移

【参考】公害苦情件数の推移

- ・平成 22 年度の公害苦情件数は 599 件となっており、前年度とほぼ同数となっている。
- ・経年変化をみると、平成 19 年度にいったん減少しているものの増加傾向で推移しており、近年は 600 件前後で推移している。
- ・公害種別にみると、騒音が 238 件と最も多く、次いで悪臭 153 件、大気汚染 130 件の順となっている。
- ・平成 22 年 4 月の組織改正に伴い、各区役所保健部衛生課公害担当で行っていた公害苦情処理業務を市内 2 箇所の環境共生センターに集約したことで、苦情の受付から最初の調査までを 3 日以内に行った割合が前年度の 82.0%から 90.8%に増加している。

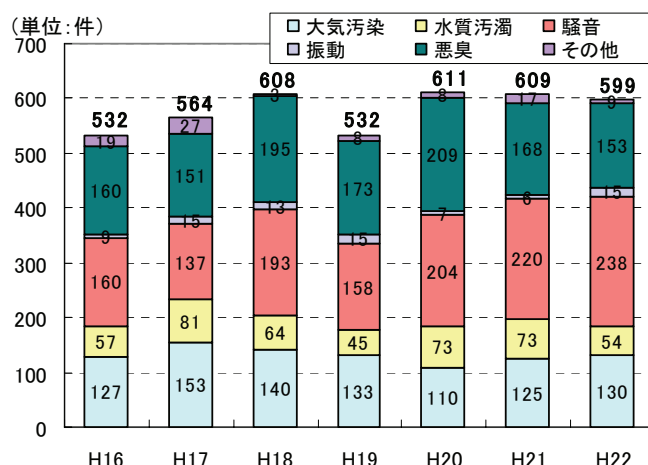


図 2.15 公害苦情件数の推移

【初動調査までの日数】

単位：件数，（）内は割合

	平成 21 年度	平成 22 年度
当日	370 (60.8)	369 (61.6)
3 日以内	129 (21.2)	175 (29.2)
1 週間以内	81 (13.3)	47 (7.8)
8 日以上	29 (4.8)	8 (1.3)
合計	609 (100.0)	599 (100.0)

【参考】騒音及び悪臭苦情の発生源内訳

- ・苦情件数の大半を占める騒音及び悪臭苦情を発生源別にみると、騒音苦情としては、カラオケ騒音、飲食店からの人の話し声や音響機器の騒音等の近隣騒音が最も多く、次いで建設・解体工事に伴う騒音と工場等の作業時の機械騒音などとなっている。
- ・悪臭苦情としては印刷業や食品製造業からの悪臭などの工場等の作業に伴うものが最も多く、次いで浄化槽からの悪臭などの生活関連の苦情などとなっている。

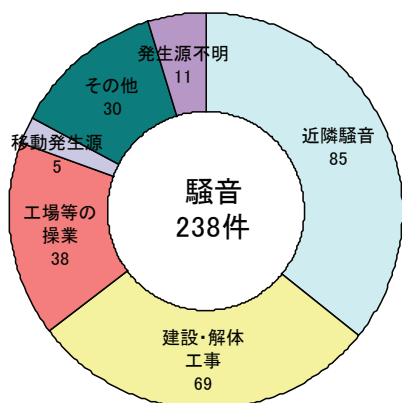


図 2.16 騒音苦情の内訳

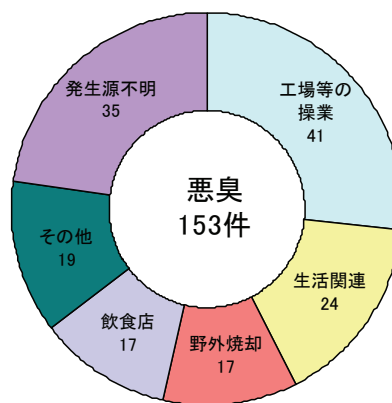


図 2.17 悪臭苦情の内訳

(5)化学物質対策の推進

表 2.5 化学物質対策の推進に係る環境指標の推移

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比
①有害化学物質届出排出・移動量	t	↓	2,563 (H16)	1,802 (H21)	—	— 29.7% 減少

①有害化学物質届出排出・移動量は
1,802t（平成 21 年度）となっており、
平成 18 年度以降減少傾向で推移

排出量の内訳は、大気への排出量が
954 トン、公共用水域への排出が 67
トンとなっており、大部分が大気への
排出となっている。また、移動量の内
訳は、廃棄物としての移動量が 658 ト
ン、下水道への移動量が 124 トンと
なっており、大部分が廃棄物としての
移動となっている。

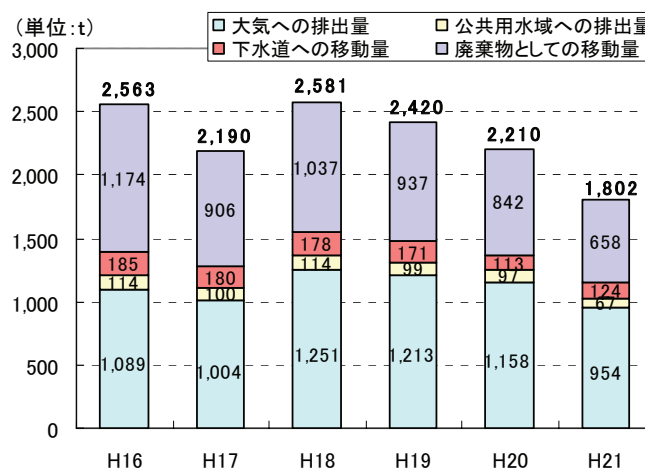


図 2.18 有害化学物質届出排出・移動量の推移

【長期的目標2の進捗状況まとめ】

【取組の進んだ項目】

- BOD の市保全基準は平成 20 年度に続き、全地点で達成（p13 図 2.5）
- 透水性舗装延長は、目標である 10km/年を 4 年連続で達成（p14 図 2.8）
- 自動車騒音に係る市保全基準達成率は大きく良化し 94.7%を達成（p15 図 2.11）

【取組が進んでいない又は横ばいの項目】

- 大気汚染に係る市保全基準達成率のうち、一般局の二酸化窒素及び光化学オキシダント、自排局の二酸化窒素は全局未達成の状況が継続（p11 図 2.1）
- 騒音及び悪臭の苦情件数が多く、騒音苦情は 3 年連続で 200 件を超過（p17 図 2.15）
 - ・騒音苦情の内訳では近隣騒音（カラオケ等）が 85 件と最も多い（p17 図 2.16）